



令和元年12月12日

## (仮称)世田谷区認知症施策推進条例の制定に向けた取組み について

世田谷区は、認知症当事者の希望や権利が守られ「認知症になっても安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」の制定に向けた検討を進めています。

令和2年10月の条例施行を目指し、認知症当事者や区民等の意見も聞きながら、制定に向けた取組みを進めます。

### 1 背景

現在、世田谷区では、介護保険認定を受けている方のうち、認知症の症状があり支援が必要な方は約23,000人、軽度認知障害(MCI)の方の推計人数を含めると47,000人を超え、今後も認知症高齢者数が増えることが見込まれる。区はこれまで、認知症初期集中支援チーム事業や事業者への認知症ケア研修など先駆的な認知症施策を実施するとともに、平成25年度に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定、令和2年度には、認知症の在宅支援施策を推進する拠点となる「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を世田谷区立保健医療福祉総合プラザに開設を予定している。

これまで認知症を発症すると、「何もわからなくなる」という考え方が一般的であったが、最近では、認知症当事者であっても本人の意思や感情は十分に存在し、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能であるといった理解も進んでいる。

区は、認知症当事者の声を聴き、当事者の視点を分かりやすく区民に伝え、認知症になってもよりよく生きていくことができる、世田谷らしい地域づくりを目指す。

### 2 基本的な理念(案)

- (1) 認知症になっても、自分らしく生きていける希望をもち、意思と権利が守られ、安心して生活を営める地域をつくる。
- (2) 全ての区民が、認知症を我が事と捉え、参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、共生社会の実現を目指す。

### 3 検討体制・検討状況

条例の制定に向けて、庁内における検討に加え、認知症専門医、認知症に関する専門的な知識を有する学識経験者等で構成した「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会」を設置し、検討を進めている。また、認知症の当事者や家族を含む区民、地域団体、医療・介護・福祉の関係機関及び事業者等が参加するワークショップ等の開催を通じて、様々な立場からの意見を聞きながら進める。

#### 4 スケジュール(予定)

令和2年	3月	条例骨子案のパブリックコメントを実施
	4月	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター開設
	9月	第3回区議会定例会(条例案提出)
	10月	条例施行

問合先 介護予防・地域支援課 電話03-5432-2953